

広島県告示第九十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定によつて、事業の認定をした。

平成二十年二月四日

広島県知事 藤田雄山

一起業者の名称

三次市

事業の種類

（仮称）三次駅周辺整備複合交通センター事業

起業地（起業地及び収用する物件）

- 1 広島県三次市十日市南一丁目地内
- 2 使用の部分

なし

事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

（仮称）三次駅周辺整備複合交通センター事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第九号に該当するものに関する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である三次市は、補助金、起債及び一般財源により財源措置を講じている。また、条例によって施設を管理する予定であることから、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 本件事業は、三次市が、広島県三次市十日市南一丁目地内西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR」という。）三次駅前において交通ターミナル機能の強化を図るため、一階にバス乗降場及び二階に待合室を配置した複合交通センターを建設するものである。現在、三次市内のバス路線は、JR三次駅前と、同駅から約三百メートル離れた備北交通株式会社三次バスセンターへ乗り入れている。前者は市内路線バス中心であり、後者は市外への高速道路利用バスが中心である。しかし、高速道路利用バスは行き先の違いにより、この二つの乗り入れ先が違うため、利用者に混乱を招いている。また、今後さらに進む高齢化社会において、公共交通機関の利便性向上を図らなければ、利用者離れを生むだけでなく、自家用車の運転が出来ない高齢者の日常生活は困難となる。本事業の施行により、高速道路利用バスと市内路線バスとの乗り継ぎは容易になり、乗り継ぎ移動に要する距離及び時間が不要となる。また、JR三次駅と隣接する位置であることから、広島市方面に向かう際にも、いずれの運行状況を把握すること

ができ、利用者が円滑に交通手段を選択することができるようになる。さらに、本事業に併せて本事業用地西側に隣接する駐車場を整備する計画であり、パークアンドライド機能の向上と共に、交通結節点機能の更なる向上を図れる。よって、得られる利益は大きいと考えられる。

他方、本事業は、三次市教育委員会と協議を行ったところ、起業地内において、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は確認されておらず、工事着手して差し支えない旨の回答を得ている。また、絶滅のおそれのある野生動植物について、現地調査及び「改訂・広島県の絶滅のおそれのある野生生物」（平成十六年三月広島県発行）を基に検討を行った結果、それらの存在は確認されていないことなどから、失われる利益は小さいものと考えられる。

以上のことから、得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

- (一) また、三次市は同市十日市南地内において、地勢、利便性及び経済性等の諸条件を考慮し、比較検討を行った結果、最も合理的な本事業の起業地を決定した。
- (二) 以上のことから、本事業は法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 3で述べたように、三次市における交通結節点機能に支障を来している。また、高齢者をはじめとする交通弱者にとっては、二つの乗り入れ先が三百メートル離れ、道路横断が三箇所必要であることから、乗り換えが非常に不便かつ危険な状況であり、交通安全上著しく支障となっている。

さらに、本事業は、三次市総合計画「みよし百年物語」において主要施策に位置付けられており、市議会からも早期完成に強い要望がある。

- (二) 以上のことから、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。
- (三) 起業地は、本事業を実施するために必要とされる最小限の範囲である。
- (四) 本件事業の起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはないもので、本事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的と考えられる。
- (五) したがって、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第一十条第四号の要件を充足するものと判断される。

5 結論

以上のとおり、本事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断される。
法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所